

審査の結果の要旨

氏名 佐藤 修司

国は教育にどこまで、どのように関わることが容認されるのかという問いは、戦後日本の教育政策や教育行政上的一大争点である。この争点をめぐる重要な理論の一つが、教育の外的事項・内的事項区分論（以下、区分論）である。区分論は、教育法・教育行政研究上に留まらず、実際の教育政策や教育裁判等にも大きな影響を及ぼしたが、その評価を巡っては多くの論者の間で見解が分かれその論議も錯綜している。その主要な原因是、区分論の提唱者であるキャンデル（I.L.Kandel）の理論の全体像とその中における区分論の構造や意味を明確にしないまま、その区分論の一部を各論者が自分の文脈のなかに都合良く切り取り援用し強調してきたことにある。本論文は、転換期にあった20世紀前半における米国公教育制度の問題と改革課題を検証するなかで、これまで本格的に取り組まれてこなかった比較教育学者・キャンデルの理論形成の過程を実証的に追いながらその理論の全体像とその特徴を明らかにしている。

序章では、戦後日本の教育政策上における区分論の意味とその展開、それを巡る先行研究の総括を通じて課題、方法が設定されている。そして、1章でキャンデルの比較教育研究史を追いながら区分論が形作られてくる過程が浮き彫りにされ、2章・3章で、キャンデル区分論の構造（中央政府と地方政府、機会均等概念と条件整備概念、教育の統制の諸形態と関係性）が析出されている。続けて、キャンデル理論・区分論の特徴を理解するために、キャンデルの進歩主義教育への批判（4章）、進歩主義左派・社会改造主義（カウンツやキルパトリックなど）や本質主義（バグリー）とキャンデル理論との関係、異同等が検討されている（5章、6章、7章）。以上の検討のうえに、戦後日本の教育理論におけるキャンデル理論・区分論の受容のされ方とその問題、そして、継承すべき課題を明らかにしている。8章において、戦後改革に大きな役割を果たした米国教育使節団報告書や教育刷新委員会等の改革構想とキャンデルの理論・区分論との関係が検証され、9章では区分論の正統な継承理論とされる「国民の教育権」論とキャンデル理論・区分論との対比分析とその異同を検討することを通じて、区分論が提起した諸課題を今日どのように批判的に再構成し発展させていくのかを整理している。

以上の分析を通じ、本論文は、日米でも最初といえるキャンデル理論の全体像の浮き彫りに成功しており、その中で区分論の構造とその歴史的位置を明確にしたこと、キャンデルの区分論は従来強調された中央と地方の事務配分論だけでなく、民衆統制と教師の「自由」との関係を問う教育統制論をあわせ持ちながらも、教師専門職の「自律性」の文脈からではなく人事管理制度構築による職能向上を通じた「自由」保障を唱えるもので単純な内的事項への権力関与排除論ではなかった点を明らかにしたこと、更に、本質主義的立場に立つキャンデル理論の戦後教育改革に対する影響を明らかにすることを通じて、戦後教育改革を米国進歩主義思想の実現と見る従来の捉え方を相対化すると同時に、戦後改革構想を原点に据える区分論の評価を再検討したこと等で大きな意義があり、今後の教育研究に重要な貢献をなすものと評価できる。このような観点から、博士（教育学）の学位論文として十分な水準に達しているものと認められる。